

横手市子育て支援課からのお知らせ

令和元年7月26日

保育料再算定について

保育料は、児童の年齢及び保護者等の市町村民税課税額により決定しています。保育料の切替時期は9月で、9月分以降の保育料は、平成31年度の市町村民税課税額（平成30年中の所得に基づく）で算定します。

算定により保育料の認定階層が変更となった場合は、保育料助成（すこやか子育て支援事業）の適否も変更となる場合があります。

算定した結果は、全員に9月上旬頃のお知らせを予定しております。

※なお、10月からの幼児教育・保育無償化に伴う保育料等については、別途、お知らせします。

〔 担 当 〕

横手市 市民福祉部 子育て支援課
幼保係 本郷、山崎

TEL 35-2133、FAX 32-9709